

2018年8月4日

一般社団法人社会情報学会 評議員選挙および役員候補者選挙の実施について

評議員選挙管理委員長兼役員候補者選挙管理委員長 北村 智

一般社団法人社会情報学会定款第16条および一般社団法人社会情報学会評議員選挙規則第2条の規定により、2018年7月1日に評議員選挙の実施を公示しました（【評議員選挙 公示第3号】）。

一般社団法人社会情報学会の評議員は、社員総会に出席して（定款第21条）、役員を選任、定款の変更、事業計画や予算の審議、事業報告や決算の審議など、学会の重要な事項を審議して決議することになっています（定款第22条）。評議員は、正会員を被選挙人、正会員と団体会員を選挙人として、2年に一度の選挙で、20名以上30名以内を選出いたします（定款第14条および第16条）。ただし、定款第10条第1項の規定により社員総会で会員を除名する決議をする旨の通知を受けている者、定款第18条第1項の規定により社員総会で社員を解任する決議をする旨の通知を受けている評議員ならびに会費を滞納している者には選挙権・被選挙権ともありません（評議員選挙規則第3条および第4条）。

また同時に、一般社団法人社会情報学会定款第33条および一般社団法人社会情報学会役員候補者選挙規則第4条の規定により、2018年7月1日に役員候補者選挙の実施を公示しました（【役員候補者選挙 公示第3号】）。一般社団法人社会情報学会の役員とは、理事および監事のことをいいます（定款第32条）。理事は10名以上15名以内、監事は2名以内と規定されていますが（定款第32条）、理事候補10名および監事候補1名はこの役員候補者選挙によって選出し、役員候補者推薦委員会が理事候補5名および監事候補1名を選考することとなっています（役員候補者選出規則第7条および第15条）。役員候補者選挙は、正会員を被選挙人、正会員と団体会員を選挙人として、2年に一度実施いたします（役員候補者選出規則第5条）。ただし、評議員選挙と同様に、定款第10条第1項の規定により社員総会で会員を除名する決議をする旨の通知を受けている者、定款第18条第1項の規定により社員総会で社員を解任する決議をする旨の通知を受けている評議員ならびに会費を滞納している者には選挙権・被選挙権ともありません（役員候補者選出規則第5条および第6条）。それに加えて、役員に就任する事業年度の開始の日において65歳を超える者にも被選挙権がありません（役員候補者選出規則第6条）。

評議員選挙および役員候補者選挙の選挙管理委員として、伊藤賢一、北村智および後藤晶の3名が会長から指名されました（【評議員選挙 公示第1号】および【役員候補者選挙 公示第1号】）。直ちに選挙管理委員会を開催して、互選により、委員長に北村智（東京経済大学）を選出しました（評議員選挙規則第5条第3項および役員候補者選出規則第8条第3項、ならびに【評議員選挙 公示第2号】および【役員候補者選挙 公示第2号】）。

選挙管理委員会は、公平な手続きの確保と選挙に必要な情報の提供および開示に努め、もって選挙を適正に行う所存ですので、ご協力をお願いします。

2つの選挙（評議員選挙と役員候補者選挙）を同時に行いますので煩雑です。選挙の要点をまとめます。

1. 選挙権について

選挙権は、評議員選挙および役員候補者選挙とも、公示日（2018年7月1日）の正会員および団体会員にあります。ただし、①定款第10条第1項の規定により社員総会で会員を除名する決議をする旨の通知を受けている者、②定款第18条第1項の規定により社員総会で社員を解任する決議をする旨の通知を受けている評議員、③会費を滞納している者には選挙権がありません。①と②に該当する者はありませんが、③に該当する者は選挙人名簿および被選挙人名簿に記載しておりません。

2. 被選挙権について

被選挙権は、評議員選挙および役員候補者選挙とも、公示日（2018年7月1日）の正会員にあります。ただし上記の①、②、③に該当する者には、被選挙権がありません。また役員候補者選挙では、役員候補者選出規則第6条により、2019年4月1日現在で満65歳を超える正会員には、被選挙権がありません。より詳細に説明しますと、1953年4月2日生まれの者は、2019年4月1日で（65歳を超える）66歳となります（年齢計算ニ関スル法律・明治三十五年十二月二日法律第五十号）。したがって1953年4月2日以前の生まれの者は役員候補者選挙の被選挙権がありません。

3. 評議員選挙への立候補について

評議員選挙に立候補者はありませんでした。（【評議員選挙 公示第5号】）。

4. 投票について

- ・ 2018年8月6日（月）に、投票用紙を郵送します。2018年8月10日（金）までに届かない場合は、選挙管理委員会（事務局）までご連絡下さい。
- ・ 投票用紙は、評議員選挙は10名連記、役員候補者選挙の理事候補選挙は3名連記、役員候補者選挙の監事候補選挙は1名单記です。無記名郵便投票により行います。
- ・ 10名連記の評議員選挙または3名連記の理事候補選挙において、選挙人が同一投票用紙に同一人の氏名を2か所以上に記した時は、当該投票用紙は無効として取り扱うのでご注意下さい。なお、10名連記または3名連記の投票で、記している氏名が10名又は3名に満たないものは有効とします。
- ・ 投票の締切りは2018年9月28日（金）必着とします。投票用封筒は、郵便料金が受取人払いとなっていますので、切手を貼らずに、そのままご投函下さい。
- ・ 2018年8月4日（土）に選挙人名簿および被選挙人名簿を公告いたしました。ただし、個人情報保護の観点から、パスワード付PDFで掲出しますので、閲覧時にパスワードをご入力ください。

選挙人名簿および被選挙人名簿の URL <http://www.ssi.or.jp/election/roll2018.pdf>

閲覧用パスワード (郵送でお知らせします)

(MacのSafariでは「別名で保存」の後、開いてパスワードをご入力ください。)

5. 開票について

2018年10月6日（土）に、選挙管理委員会が開票を行う予定です。

評議員選挙については、上位30名が当選人です。（評議員選挙規則第8条第1項）。役員候補者選挙のうち、理事候補者は上位10名、監事候補者は最上位者が当選人です（役員候補者選挙規則第11条第1項）。ただし、同点者があるときや、当選人に辞退の意向する時には、次点者の繰り上げを、評議員選挙規則および役員候補者選挙規則に則って決定します。

以上